

化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る 総量削減計画(香川県)(案)【概要】

総量削減計画は、水質汚濁防止法第4条の3の規定に基づき、国の「化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る総量削減基本方針」に定められた都道府県別の汚濁負荷量（化学的酸素要求量（COD）、窒素含有量、りん含有量）の削減目標量を達成するために必要な対策を定めるものです。また、総量規制基準は、総量削減計画に基づき、指定地域内事業場（日平均排水量が50立方メートル以上の特定事業場）の排出水の汚濁負荷量について定めるものです。

本県では、昭和54年から7次にわたり、国の総量削減基本方針に基づく総量削減計画を策定し、総量規制等の対策を実施してきました。

このたび、国において平成31年度を目標年度とする新たな総量削減基本方針（平成28年9月30日）が策定されましたので、第8次総量削減計画(香川県)及び総量規制基準の案を作成しました。

(1) 削減の目標

目標年度：平成31年度

汚濁負荷量の削減目標量

(トン/日)

| 区 分 | 香 川 県 | | 瀬 戸 内 海 | |
|-----------|---------------|-------------------|---------------|-------------------|
| | H31年度 削減目標 | H26年度実績値 及び目標値 | H31年度 削減目標 | H26年度実績値 及び目標値 |
| 化学的酸素要求量 | 23 | 24 (25) | 404 | 404 (472) |
| 窒 素 含 有 量 | 30 | 28 (30) | 402 | 390 (440) |
| り ん 含 有 量 | 1.7 | 1.6 (1.7) | 25.2 | 24.6 (27.4) |

() は H26 年度目標

※「削減目標量」とは、目標年度における1日当たりの排出負荷量を目標として設定したものです。

(2) 削減目標量の達成のための方途

生活系排水対策は、下水道、農業・漁業集落排水施設、合併処理浄化槽等の生活排水処理施設の整備を効率的、計画的に促進します。産業系排水対策は、現在の総量規制基準による規制等を継続して実施します。その他、農地から負荷削減対策や畜産排水対策、養殖漁場の環境改善により汚濁負荷量を削減します。

また、ノリの色落ちなど栄養塩類の循環バランスが崩れているとの指摘があることから、国が現在実施している栄養塩類の減少・偏在等の調査研究の動向等を踏まえ、必要な措置について検討します。

削減目標量の達成の方途

| | |
|----------|---|
| ①生活系排水対策 | <ul style="list-style-type: none"> ・下水道の整備等 ・その他の生活排水処理施設の整備 ・一般家庭における生活排水対策 |
|----------|---|

| | |
|-----------------|---|
| ②産業系排水対策 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 総量規制基準の設定 (※) ・ 総量規制基準の適用されない事業場に対する対策 |
| ③その他の汚濁発生源に係る対策 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 農地からの負荷削減対策 ・ 畜産排水対策 ・ 養殖漁場の環境改善 ・ 栄養塩類の管理の在り方に対する検討 |

(※)総量規制基準の設定の考え方

大阪湾を除く瀬戸内海について、国が定める基準値の範囲変更はなかったことから、第7次総量規制において設定した総量規制基準は変更しないこととし、現在の規制を継続して実施します。

(3) その他汚濁負荷量の削減に関し必要な事項

| |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ・ 水質浄化事業の推進 ・ 干潟等沿岸生態系の保全・回復の促進 ・ 水質改善に資する養殖等の取組みの推進 ・ 里海づくりの推進 ・ 監視体制の整備 ・ 教育、啓発等 ・ 調査研究体制の整備 ・ 中小企業者等への助成措置等 |
|---|